

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

小児の肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種に関する 予防接種実施規則及び定期接種実施要領の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記関係通知2件に関し、このたび日本医師会より案内がありました。

本件は、小児の肺炎球菌感染症の定期の予防接種における沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの追加及び新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種の開始を踏まえた国通知の改正等
を知らせるものです。本改正は本年10月1日より施行され、概要は下記の通りです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●小児の肺炎球菌感染症の定期の予防接種について

○実施方法について、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降13価肺炎球菌結合型
ワクチンを除くこと。

○原則として沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降15
価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。

・沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了
した者の接種について、残りの接種は、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこと
を原則とするが、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。

○同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類ワクチンを使用することを原
則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市区町村にお
いて、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則に
よることができないやむを得ない事情があると当該市区町村長が認める場合には、沈降15価
肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、規定の方法で、残りの接種を沈降20
価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこと。

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2024ken2_1139.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）